

「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理」に関する意見募集に寄せられた御意見
 第3章 私的録音録画補償金制度の現状について

意見	個人／団体名
<p>現行制度が対象とする機器、媒体の一覧をまとめた表であるが、録音の対象となっている機器のうち、DAT、DCCなどはすでに市場に存在していないに等しい機器であって、MDについても今後同様の展開が予想される。権利者が、実際の私的録音録画に使用されているHDD内蔵の一体型機器や、汎用性のあるパソコンなどを対象にするよう求めていることを、「対象機器・媒体の拡大」と表現されることがあるが、これは大きな誤りであって、むしろ、実態に合わせた「遷移」と理解するべきである。</p>	<p>社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター(CPRA)</p>
<p>コピーワンスなどの著作権コントロールはあってもかまわないと思いますが、 1)ムーブに失敗したときに権利者が補償する 2)著作権が有効な期間は、ユーザーからの求めがあった場合は著作物を提供する義務を権利者に課す この義務を遂行できない場合は著作権を失効する 3)ムーブの際に劣化させない。やむなく劣化させる場合は元の状態に戻せることを権利者が保障する 保障できない場合は、著作権を失効する などのユーザー保護ルールが必要と思われます。 また、権利者がコピーコントロールを望まない場合は、配信・流通させている者は著作物単位でコピーフリーを保障させるべきです。</p>	<p>個人</p>
<p>そもそも現在の管理団体は 1. 文化庁長官による団体の指定、指定の条件の2にかかっている ・営利を目的としないこと に反している部分が多々見受けられるように思われる。 まず現在上記でも書いたように余りにも団体に入った著作権料の使われ方が不透明であり、そもそも料金の徴収ばかりを行いその分配方法が全くいいほど提示されておらず、製作者からも今や不満の声が出てき始めているのも事実である。 そもそもCD一枚、楽曲一枚に対してどれだけの部分著作権料として支払われ、何割JASRAC等の団体の運営資金として納付されているのか？ 根本が不透明であるのに著作権違反を防ぐという名目で課金対象を増やされても効果があるのか判断がつかないのではないのか？ また著作権対象コンテンツに対して著作権料がいくら入ってどれだけ免れているか？ 収集したものを分配した比率をしっかりと発表する事。 少なくとも収入先と納付先をしっかりと提示し監査する事などを最低限求める。</p>	<p>個人</p>
<p>この項目に疑問である。補償金が団体にいくら分配されているかはわかるが、正しく権利者に分配されているかの記述がない。権利者に正しく分配されていないのではないのか。いくら団体に正しく分配されたとしても利用実態に合わせて正確且つ平等に権利者に正しく分配されなければ意味がない。いくら分配したか報告するよう義務化するべき。当然のその報告は補償金を払っている利用者こそ広く公開されるべき。</p>	<p>個人</p>
<p>●38ページの「第3章、第4節、(3)分配割合」の項目について 「指定管理団体に支払われた補償金は、以下の割合で関係団体に分配され、当該関係団体を通じて個々の権利者へ分配されている。」 となっているが、本当に権利者に補償金が支払われているのか非常に疑問である。 指定管理団体はどのように補償金を権利者にどのように分配しているのか1円単位まで公表すべきである。 (プライバシーの問題があるのならば「権利者Aに～の基準で～円支払う」など、個人が特定できないように公表すればよい。) 私は絶対に補償金が権利者には公平に分配されず、指定管理団体幹部及びほんの一握りの権力の強い権利者の遊ぶ金になっていると信じている。(恐らく大半の消費者が同じように疑っている) この疑いを晴らすには、補償金をどのように分配しているのか、1円単位まで公表すべきである。 また、振り込まれた補償金が権利者に支払われるまでの間、指定管理団体が経営の資金繰りに悪用していないか調査をすべきである。 「補償金」は権利者への補償が目的のものであるので、たとえ一時的であっても経営の資金繰りに使用するのであれば絶対に許せない。</p>	<p>個人</p>
<p>徴収された補償金は、約20%は権利者全体の利益のための事業に(共通目的事業)に支出され、約80%は権利者団体に配分されるとありますが、共通目的事業と指定管理団体すなわち、私的録音補償管理協会や私的録画補償管理協会の組織運営のための固定的費用との関係が不明です。 組織運営の固定的費用とは、指定管理団体の人件費・退職金・一般固定費などを意味します。 まずは、補償金の収入と、指定管理団体の運営費用との関係が、具体的には次に示すいずれ関係になっているかを明確に説明すべきと考えます。 a)公表されている補償金の収入とは、実際に徴収された金額から、まず指定管理団体のための組織運営費用がすでに取り崩されたものとなっている。 b)徴収された補償金から、指定管理団体の組織運営の費用がまず取り崩され、残った費用が、共通目的事業と権利者団体への配分に供される。 c)共通目的事業の中に指定管理団体の運営費用が含まれている。 d)指定管理団体の運営費用は、徴収された補償金とは無関係であり、権利者団体の拠出金でまかなわれている。 また、指定管理団体自身の運営費が上のa)b)c)d)のどのスキームになっているかだけでなく、その固定費の絶対金額も含めて、経理的な実態を明らかにし、補償金が、本来の目的に真にバランスよく適正に供されているかを、具体的に明らかにすべきと考えます。</p>	<p>個人</p>

<p>○36ページ、文化庁長官による団体の指定</p> <p>●「録音と録画についてそれぞれ1個に限り指定することができる」とあるが、補償金を受けるためには実質的にその団体に加入するしかないのだから、「指定の要件」の「構成員が任意に加入し、又は脱退することができること」に反するのではないか。</p> <p>○38ページ</p> <p>●録画の分配割合の合計が100%を越えているがどうなっているのか。どのように見ればよいのか。</p>	個人
<p>●P38(3)分配割合</p> <p>指定管理団体に支払われた補償金は、以下の割合で関係団体に分配され、当該関係団体を通じて個々の権利者へ分配されている。</p> <p>上記の点に関して、これは特に委員会での意見に対し申し述べるわけではありませんが、配分されている団体を拝見しますと、個人で録音録画可能な著作物を作成して商売を営んでいる方々に対してはほとんど補償されていないのでは、ということの問題提起させていただきます。</p>	個人
<p>37ページ③聴覚障害者関係についての対応策</p> <p>a 現状及び課題</p> <p>社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターにおける字幕、手話挿入の取り組み例が示されているが、同センターと同様に字幕、手話挿入を可能とする設備を有した施設(聴覚障害者情報提供施設)は全国に36設置されており、各施設では行政の広報番組や放送事業者、ケーブルテレビ局の許諾を得て手話、字幕を挿入し、ビデオによる貸し出しを行っている。しかしながら聴覚障害者情報文化センターと同様に聴覚障害者からリクエストされた番組について許諾が得られない状況がある。従って聴覚障害者の用に供するために字幕等を挿入して複製を行う行為について、権利制限の対象として位置づけることに賛成である。また、聴覚障害者情報提供施設の全国団体である全国聴覚障害者情報提供施設協議会では、インターネットを利用し字幕、手話を付与した映像資料をストリーミングで視聴するシステムを検討しており、聴覚障害者が自ら選択した方法で字幕、手話を付与した映像資料にアクセスしやすくなるよう、権利制限を検討していくことが求められている。</p>	個人